

名古屋市監査委員規程第 1 号

名古屋市監査事務局規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 28 日

名古屋市監査委員	松 井 よしのり
同	森 ともお
同	小 林 史 郎
同	小 川 令 持

名古屋市監査事務局規程の一部を改正する規程

名古屋市監査事務局規程（昭和40年名古屋市監査委員規程第 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（組織） 第 2 条 局に次の組織を置く。 <u>監査管理課</u> 課長補佐（庶務） 課長補佐（監査）（3） <u>担当課長（特別監査等）</u> <u>事務監査課</u> 課長補佐（監査）（3） <u>工事監査課</u> <u>課長補佐（工事監査）（2）</u> 別表 <u>監査管理課</u> （1）～（14）（略） <u>（15）内部統制評価報告書審査に関するこ</u>	（組織） 第 2 条 局に次の組織を置く。 管理課 課長補佐（庶務） 課長補佐（監査）（3） 監査課 課長補佐（監査）（3） <u>課長補佐（工事監査）（2）</u> <u>担当課長（工事監査）</u> 別表 管理課 （1）～（14）（略）

と。 <u>(16)局内他課の主管に属しないこと。</u> <u>担当課長（特別監査等）</u> <u>(1) 公営企業会計に係る事務事業の監査</u> <u>に關すること。</u> <u>(2) 公営企業会計の決算審査に關するこ</u> <u>と。</u> <u>(3) 例月出納検査（公営企業会計に係る</u> <u>ものに限る。）に關すること。</u> <u>(4) 実査当日に通知して実施する監査に</u> <u>關すること。</u> <u>(5) 特定のテーマを定めて実施する監査</u> <u>に關すること。</u> <u>(6) 財政援助団体等監査に關すること。</u> <u>(7) 住民監査請求に基づく監査に關する</u> <u>こと。</u> <u>(8) 外部監査に關すること。</u> <u>(9) 内部統制評価報告書審査に關するこ</u> <u>と。</u> <u>事務監査課</u> <u>(1) 一般会計及び特別会計に係る事務事</u> <u>業の監査に關すること。</u> <u>(2) 一般会計及び特別会計の決算審査に</u> <u>關すること。</u> <u>(3) 基金運用状況審査に關すること。</u> <u>(4) 例月出納検査（公営企業会計に係る</u> <u>ものを除く。）に關すること。</u> <u>(5) 健全化判断比率審査及び資金不足比</u> <u>率審査に關すること。</u> <u>工事監査課</u> <u>(1) 各種工事の施行の監査に關すること。</u>	<u>(15)局内他課の主管に属しないこと。</u> <u>監査課</u> <u>(1) 一般会計及び特別会計に係る事務事</u> <u>業の監査に關すること。</u> <u>(2) 各種工事の施行の監査に關すること。</u> <u>(3) 一般会計及び特別会計の決算審査に</u> <u>關すること。</u> <u>(4) 基金運用状況審査に關すること。</u> <u>(5) 例月出納検査（公営企業会計に係る</u> <u>ものを除く。）に關すること。</u> <u>(6) 健全化判断比率審査及び資金不足比</u> <u>率審査に關すること。</u> <u>(7) 内部統制評価報告書審査に關するこ</u> <u>と。</u> <u>担当課長（工事監査）</u> <u>(1) 各種工事の施行の監査に關すること。</u>
---	--

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。